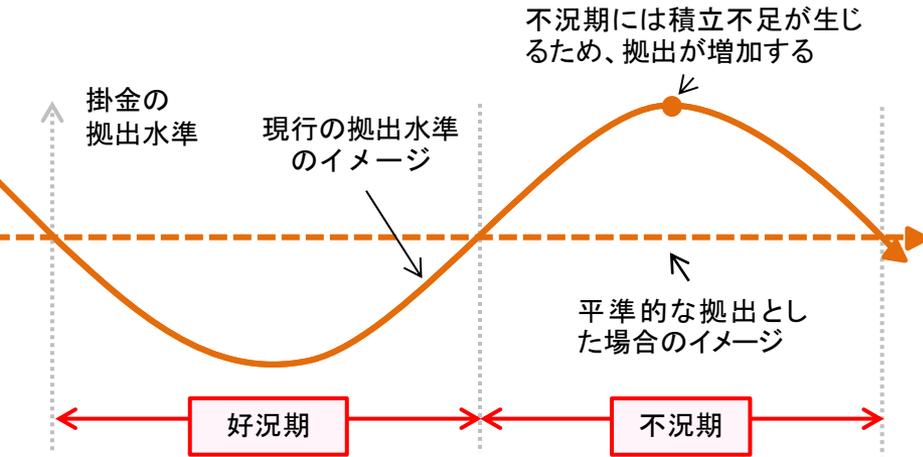


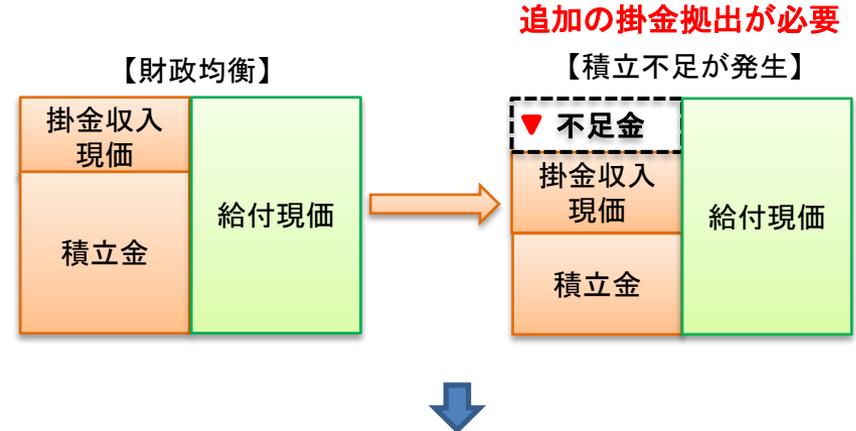
リスク対応掛金の概要

- 現行の確定給付企業年金制度では、積立不足が生じたときに、事業主に追加の掛金負担が生じる。
- そのため、あらかじめ、将来発生するリスクを測定し、労使の合意によりその範囲内で掛金(リスク対応掛金)を拠出し平準的な拠出とすることで、より安定的な運営を可能とする。

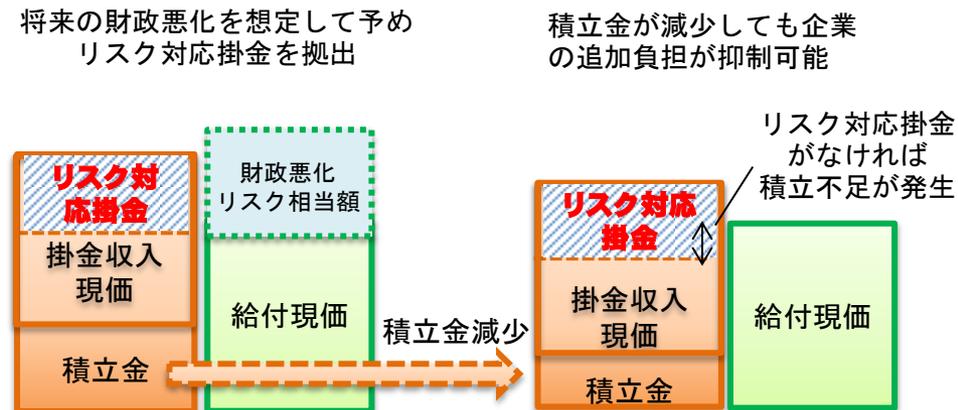
現行の掛金拠出の構造(イメージ)



現行の仕組み(イメージ)



リスク対応掛金導入後の仕組み(イメージ)



※ 「財政悪化リスク相当額」は、20年に1回の頻度で生じると想定されるリスクに耐えうる額として算定。積立金の価格変動によるリスクを算定することを基本とし、予定利率の低下リスクを加味することや厚生労働大臣の承認を得てDBの実情に合った方式とすることも可能。

※ リスク対応掛金の拠出の方法は、現に発生している積立不足に対応する特別掛金の拠出の方法に準じ、5～20年の間を定めて計画的に拠出する。

※ 恣意的な掛金拠出による過剰な損金算入を防止するという税制上の観点から、一度設定したリスク対応掛金額の変更は、将来発生するリスクが増加した場合や分割・合併等の大きな制度変更があった場合に限る。